

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年9月11日
厚生労働省
年金局事業管理課

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案について、令和8年5月22日（金）から同年6月20日（土）まで御意見を募集したところ、7件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、本省令名について、「厚生年金保険法施行規則及び健康保険法施行規則の一部を改正する省令」から「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」へ変更した旨申し添えます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	本省令案においては、短時間労働者に係る賃金要件の撤廃及び特定減額特例対象者の申出による被保険者資格取得等について、必要な手続を整備するものと理解しています。	ご認識の通り、本省令案では、特定減額特例対象者の申出による被保険者資格取得等について必要な手続規定等を整備しております。頂きました障害等のある者への本省令案の内容に関する周知に係る御意見につき

この点について、知的障害、発達障害、精神障害、20 歳前障害、学生時代からの障害等のある者への配慮を明確にすべきです。 障害厚生年金は、原則として、障害の原因となった傷病の初診日が厚生年金保険の被保険者期間中にあることが要件とされています。そのため、生来の障害、幼少期からの障害、学生時代に初診日がある精神障害・発達障害等の場合、就労後に厚生年金保険に加入しても、当該障害について障害厚生年金の対象とならない場合があります。 このような者は、すでに初診日要件により障害厚生年金から外れやすい立場にあります。さらに、短時間・低賃金就労で厚生年金保険・健康保険への加入機会を逃すと、将来の老齢厚生年金、遺族厚生年金、健康保険上の給付等についても不利益が累積し、生涯にわたる社会保障格差が拡大するおそれがあります。 特に、知的障害、発達障害、精神障害等のある労働者は、制度内容の理解、申出手続、事業主との意思疎通、書類提出、基礎年金番号や個人番号に関する確認等に困難を抱える場合があります。今回の省令案では、申出書を事業主を経由して提出すること等が予定されていますが、本人が制度を理解できないまま不利な選択をしたり、事業主の説明不足により申出機会を失ったりしないようにする必要があります。 そのため、以下の対応を求めます。	ましては、今後の周知方法の検討のうえでの参考とさせていただきます。
---	--

	特定減額特例対象者への説明において、厚生年金・健康保険加入のメリットだけでなく、障害のある短時間労働者にとって将来の年金・医療保障に関わる重要な選択であることを明確に周知すること。 知的障害、発達障害、精神障害等のある者にも理解しやすい、やさしい日本語、図表、読み上げ対応、電子申請対応等による説明資料を整備すること。 申出書の提出が事業主経由となる場合でも、本人の意思確認が形式的にならないよう、合理的配慮、支援者同席、相談窓口の案内等を運用上明確にすること。 初診日が20歳前又は学生時代にある障害者については、障害厚生年金の対象から外れやすいという制度上の不利益があるため、社会保険適用拡大の運用において、これ以上の保障格差が拡大しないよう特段の配慮を行うこと。 今回の省令改正の範囲を超える事項ではあるが、20歳前障害・学生時代発症の障害者が、就労後も障害厚生年金の対象となりにくい問題について、今後の年金制度改正において検討課題として位置付けること。 以上のとおり、本省令案の運用に当たっては、短時間労働者一般だけでなく、障害のある短時間労働者が制度から取り残されないよう、申出手続、周知、相談支援、合理的配慮を具体化すべきです。	
--	--	--

※上記のほか、6件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。